

東根市宅配ボックス設置支援事業費補助金

荷物の再配達を防ぐことにより温室効果ガス排出を削減し、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、住宅に宅配ボックス設備を設置した方に補助金を交付します。

〔補助対象者〕 ※全ての項目に該当する人

- 本市に住所を有している、又は有する予定の個人
- 補助対象者の住所と同一の敷地内に宅配ボックスを設置した人
- 市税等を滞納していない人
- 宅配ボックスの設置に関係する本市の他の補助金の交付を受けていない人(商工観光課の住まい応援事業等)

〔補助対象になる宅配ボックス〕 ※購入前に必ず確認してください

- 運送業者が宅配物等を収納することができるもの
- 収納部分の内寸の合計が80cm以上であること
- 盗難防止のため、容易に移動することができないよう固定されているもの
※アンカーボルトやワイヤーロープ等で固定してください。
- 令和7年4月1日から令和8年3月31日に購入したもの
- 未使用の新品であるもの

〔補助対象経費〕

- 宅配ボックスの本体価格 及び 設置工事費(固定具等の費用、消費税額を含む)
- 販売店や決済代行業者等のポイントやクーポン等を利用した場合は、値引き後の金額が補助対象経費になります。

〔補助額〕

- 補助対象経費の2分の1の額 (上限額 20,000 円)
※1,000 円未満の端数が出た場合は切り捨て
※1世帯につき1台のみ対象(次年度以降も含めて)

〔事業実施期間〕

- 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
※ただし、上記期間内であっても予算上限に達し次第、受付を終了します。

〔提出先・お問い合わせ先〕

〒999-3795 東根市中央一丁目1番1号
東根市役所 生活環境課 生活環境係(市役所1階6番窓口)
午前8時 30 分～午後5時 15 分(土日祝・その他閉庁日を除く)
TEL 0237-42-1111(内線 2175)
メール seikatsu@city.higashine.yamagata.jp



[補助金の交付の流れ]

- 提出先：生活環境課（市役所1階 6番窓口）
- 宅配ボックスを購入後に、次の書類を添えて提出してください。

※購入前に宅配ボックスが補助要件に該当しているか必ず確認してください。

※提出期限：令和8年3月31日(火)

（ただし、予算枠の上限がありますので購入後速やかに提出してください。）

提出書類	○補助金交付申請書兼 実績報告書（様式第1号）	必要事項を記入し以下の書類を添付の上、提出してください。 <u>※様式裏面にも記載事項があります。</u>
	○補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類 （領収書の写し等）	・通販サイトなどで購入した場合は、領収書画面のスクリーンショットを印刷して添付してください。 ・領収書等の宛名は申請者宛のものに限ります。 <u>※領収書等に本体価格や設置工事費等の内訳金額が記載されていない場合は、領収書に加えて内訳金額が分かる書類も添付してください。</u>
	○宅配ボックスの形状、規格、構造等が確認できる書類	カタログや仕様書の写しを添付してください。 <u>※カタログや取扱説明書は、表紙のみではなく、製品の内容が確認できる箇所を添付してください。</u>
	○設置状況が分かる写真	以下が確認できる写真を添付してください。 ・宅配ボックスの全景 ・宅配ボックスが固定されていることが分かるもの （アンカーボルトやセキュリティワイヤーが写っているもの）
	○納税証明書	令和6年1月1日時点で東根市に住所があれば不要
	○補助金請求書	振込先口座は申請者本人に限ります。
	○その他市長が認める書類	

[Q&A]

Q:現在、家に宅配ボックスが設置されていますが、今回増設する場合も対象になりますか。

A:はい、対象になりますが、補助の対象なるのは1世帯につき1台のみです。

Q:ブロックやレンガなどの重石を入れて容易に持ち運ばなくする方法でも、固定したものとみなされますか。

A:はい、固定したものとみなされます。ただし、カタログ等でそのような設置の仕方が記載されている製品に限ります。

Q:自作の宅配ボックスは対象になりますか。

A:対象になりません。

Q:集合住宅で、自分の部屋の玄関前にセキュリティワイヤー等で固定する場合も対象となりますか。

A:はい、対象になります。

Q:自分で固定した場合でも対象になりますか。

A:はい、対象になります。固定に使用したワイヤーやアンカーボルトなどの部品も補助対象経費に含まれます。

しかし、ドリルなどの固定に使用した道具は対象になりません。

Q:レシートは領収書にみなされますか。

A:レシートも支払いを確認する書類になりますが、レシートに「申請者名の宛名、領収日、金額、購入品名、領収者名（購入店）」が記載されている必要がありますのでご注意ください。

Q:リユースショップやオークションサイト、フリマアプリ等で購入した宅配ボックスは対象になりますか。

A:対象になりません。新品と説明している場合もありますが、確証がないため非該当とします。

その他、ご不明な点がございましたら、市役所生活環境課にご確認ください。

